

保育人材確保対策の推進及び保育の質の確保のための取組を求める意見書の提出について

保育人材確保対策の推進及び保育の質の確保のための取組を求める意見書を次のとおり提出する。

平成28年3月25日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか39名  
自民党市議団, 公明党市議団,  
民主・都みらい, 無所属(大),  
無所属(やま)

平成 年 月 日

衆議院議長, 参議院議長, 内閣総理大臣,  
総務大臣, 文部科学大臣, 厚生労働大臣,  
内閣府特命担当大臣(少子化対策) 宛て

京都市会議長名

保育人材確保対策の推進及び保育の質の確保のための取組を求める意見書

就業形態の多様化による社会の変化に伴い、子育てと就業の両立を支える保育園(所)の担う役割は年々大きくなっている。

国は、出産後・子育て中でも就業が可能となる多様な保育のニーズに応えるために、保育園(所)の整備等により受け皿の拡大を図ることと併せ、保育の実施に不可欠な保育人材の確保のための取組を進めることとしている。

京都市は現時点において行わないとしているが、一方で首都圏等においては、保育士不足が極めて深刻な状況にあることを踏まえ、緊急的な保育の担い手確保対策として、平成28年4月から、保育士の配置要件を緩和し、保育士資格を有しない者を一定の条件の下、保育士とみなして保育に従事することを認めることとしている。

この措置は、あくまでも待機児童が解消し、保育の受け皿の拡大が一段落するまでの緊急的・時限的な対応とされているが、保育の質の確保及び保育園(所)での事故防止・安全対策の徹底の観点から、大きな懸念を抱かざるを得ない。

また、平成25年に厚生労働省が行った「保育士資格を有しながら保育士としての就職を希望しない求職者に対する意識調査」では、保育士への就業を希望しない理由の第1位が「賃金が希望と合わない」であることから見て、保育園(所)で働く職員の処遇改善は人材確保のための重要な要素となっている。

京都市では、これまでから市独自負担により、保育園(所)への運営補助金を確保し、国基準を上回る保育士配置を行うとともに、全国と比べて高い給与水準を確保してきた(全国の保育士の平均年収の約1.4倍)ものの、人口減少社会を打破するためには、全国的な規模で、より安定的な保育士の確保をはじめ、保育内容の質の向上が求められる。

よって国におかれては、保育人材確保対策の推進及び保育の質の確保のための取組として、下記の事項について適切な措置を講じられるよう要望する。

## 記

- 1 保育士等の質を確保するため、抜本的な処遇改善を行うよう、給付費等の改善措置を講じること。
- 2 保育士配置要件の緩和について、保育士不足が極めて著しい地域に限定するなど、保育内容の質を確保できる仕組みをつくること。
- 3 幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得特例制度について、特例教科目の受講機会を拡大するなど、保育士資格取得に係る環境整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。